

女性活躍推進法第15条第6項に基づく実施状況の公表

	目標	取組み内容	実績	2018年度
1	平成32年度まで、意識改革や知識習得等の研修を毎年1回以上受講する。	研修を受講することにより意識改革や知識を習得し、活躍の場を広げる意欲を促進する。	100%	対象職員4名 全員受講
2	平成32年度まで、男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率100%を維持する。	配偶者が出産する男性職員に、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得するよう働きかける。	0%	対象者なし